

【付録】財政用語集

	用 語	読 み	説 明
あ行	新しい地方経済・生活環境創 生交付金	あたらしい いちほう けいざい せいかつ かんきょ うそうせ いこうふ きん	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体の参画を通じた地域独自の取組の促進を目的として、国の令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算で創設された交付金です。ソフト事業・拠点整備事業・インフラ整備事業を対象としており、ハード・ソフトが一体となった事業も含めて一本化した申請が可能になっています。
	一般会計	いっぱん かいけい	県の予算の中心となる会計で、その範囲には、行政を運営するための基本的な経費（保健、福祉、環境、建設、防災、教育・文化の振興など）が含まれます。 〔関連用語〕 特別会計
	一般行政経費	いっぱん ぎょうせい けいひ	地方公共団体の支出のうち、事務経費、補助金、貸付金などの行政事務に要する経費のことです。 〔関連用語〕 投資的経費
	一般財源	いっぱん ざいげん	使い道が限定されていない収入のことです。県税や地方交付税などが代表的なものです。 〔関連用語〕 特定財源
か行	過疎対策事業 債	かそたい さくじぎ ようさい	過疎地域の市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて実施する事業に充てられる地方債です。ハード事業だけでなく、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業についても充てることができます。 なお、地方債の元利償還金相当額は、その70%が地方交付税により措置されることになっています。
	企業会計	きぎょう かいけい	特別会計の中で、民間企業と同じように、その事業の収入で支出を賄う独立採算で事業を行う会計のことです。厳密には、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のことをいいます。病院事業や電気事業などが該当します。 〔関連用語〕 特別会計
	義務的経費	ぎむてき けいひ	地方公共団体の経費のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できないものをいいます。国が示す財政分析上の基準では、人件費、扶助費、公債費がこれに該当します。
	行政改革推進 債	ぎょうせい かいかく すいしん さい	自主的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体が、行政改革の取り組みの効果により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、通常の地方債に加え発行できる地方債です。
	緊急防災・減災 事業債	きんきゅう ぼうさい げんさい じぎょう さい	災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業に充てられる地方債です。 なお、地方債の元利償還金相当額は、その70%が地方交付税により措置されることになっています。（令和7年度まで）
	決算	けっさん	一会計年度が終わった後で、予算が実際にどう使われたかをとりまとめたものです。 〔関連用語〕 予算

	用 語	読 み	説 明
か行	県債（地方債）	けんさい （ちほう さい）	地方公共団体が、資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われる長期の借入金のことです。 公共事業の建設事業や災害復旧事業など、単年度に多額の財源を要する事業については、地方債により財源を調達していますが、地方債は、単に財源不足を補うということだけではなく、家計で言えば住宅ローンを組むのと同様に、地方債の元利償還金による分割払いをすることで、世代間の負担の公平を図る役割も担っています。
	減債基金	げんさい ききん	県債の償還のために設けている基金です。特定の県債（満期一括償還方式で借り入れている県債）の償還に合わせて取り崩すことが予定されている分（ルール分）と、特定の県債の償還とはリンクしない分（ルール外）の概念があります。本県では、ルール外の分を財政調整的な基金と位置付けています。 〔関連用語〕 県債（地方債）
	県税	けんぜい	税金には、国に納める「国税」と県や市町村に納める「地方税」があります。国税は、広く国民全体のために仕事をする国の財政をまかなうために国が課す税金であるのに対し、地方税は、その地域の住民に直結した仕事をする地方公共団体（県や市町村）の費用に充てるため、県や市町村が課す税金です。このうち県の税金を「県税」と呼んでいます。 （参考） 税金には、国や地方公共団体が一般的な財政支出に充てるため課税する「普通税」と、特定の財政支出に充てるため課税する「目的税」があります。「普通税」、「目的税」とも、法律に定められている「法定税」と、それ以外の「法定外税」があります。また、法律で定められた「標準税率」以上に税金を課すことを「超過課税」といいますが、本県で、平成15年度から県民参加の森づくりを進めるため、個人県民税（均等割）と法人県民税（均等割）に500円を上乗せする形で導入した「森林環境税」は、個人県民税（均等割）及び法人県民税（均等割）の「超過課税」に当たります。
	公債費	こうさい ひ	県の借入金の返済に要する経費です。県債の元利償還金と年度内の資金繰りのために行う一時借入金の利子が含まれます。 〔関連用語〕 県債（地方債）
	国庫支出金	こっこし しゅつき ん	国が地方公共団体に対して支出する負担金、補助金、委託金の総称のことです。道路や河川の整備に対する補助金、災害復旧への負担金、生活保護への負担金などがあります。
さ行	災害復旧事業	さいがい ふっきゅう じぎょう	降雨、暴風、洪水、地震、高潮その他の災害によって被害を受けた施設などを復旧する事業のことです。 〔関連用語〕 普通建設事業
	財政調整基金	ざいせい ちようせい ききん	年度間の財源の増減などに対応するために設置している基金です。家計に例えれば銀行への預金に当たります。地方自治法の規定により、毎年度の決算の剰余金の半分は財政調整基金に積み立てることとされています。
	財政調整基金	ざいせい ちようせい いてきき ん	本県では、狭義の財政調整基金に加え、一定の財源調整機能を有する減債基金ルール外分と防災対策基金（H30～）を併せた3基金を「財政調整的基金」と整理しています。
	債務負担行為	さいむふ たんこう い	数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為のことです。

	用 語	読 み	説 明
さ行	人件費	じんけんひ	知事や県議会議員、職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。
た行	退職手当債	たいしよくてあてさい	団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、令和7年度までの特例措置として、定年退職者等の退職手当の財源に発行が認められている地方債のことで。 (平成28年度以降も、第二次ベビーブーム期に生まれた児童生徒数の急増に対応するため昭和50年代に増員した教職員の大量退職が継続することから、期限が10年間延長されています。)
	単独事業	たんどくじぎょう	地方公共団体が、国から補助を受けることなく独自の財源で実施する事業のことで。 〔関連用語〕 補助事業
	地方交付税	ちほうこうふぜい	国税の一定割合（※）を各地方公共団体に使い道が限定されていない一般財源として交付するもので、本来地方の税収であるべきところ、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政水準を確保できるよう、財源を保障する観点から、国税として国が地方に代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するものであり、地方の固有財源と位置付けられています。 地方交付税には、基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付される普通交付税と、普通交付税では十分にカバーできない各地方公共団体の災害などの特殊事情による財政支出に応じ、地方公共団体の財政状況などを踏まえて交付される特別交付税があります。 ※国税である所得税・法人税の33.1%、消費税の19.5%、酒税の50%相当額及び地方法人税の全額を財源としていますが、毎年度それだけでは大幅に地方財政全体の財源が不足していますので、臨時財政対策債などによる補てんが行われています。なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせたものを「実質的な地方交付税」と言います。 〔関連用語〕 臨時財政対策債
	地方消費税清算金	ちほうしょうひせいせいさんきん	地方消費税は、国の消費税と同様に、国内での販売やサービスの提供などと、輸入される貨物に対して課税されますが、最終的な税負担は、最終消費者に求める税になっています。 このため、流通段階で納められた地方消費税については最終的な消費地での収入とすべく、小売年間販売額等の消費に関連する指標及び人口により、都道府県間で清算することになっています。この仕組みの中で、都道府県間でやりとりされる清算金のことをいいます。
	地方譲与税	ちほうじょうよぜい	国が徴収する地方揮発油税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものです。都道府県に譲与するものとしては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、特別法人事業譲与税、森林環境譲与税及び自動車重量譲与税があります。
	投資的経費	とうしてきけいひ	地方公共団体の支出のうち、道路や河川、学校施設の整備など、県民の財産づくりとなる支出に区分される経費のことで。家計で言えば、住宅の新築、自動車の購入などがこれに相当します。 〔関連用語〕 経常的経費
	特定財源	とくていざいげん	使い道があらかじめ決められていて、他には使えない収入のことで。国からの補助金などが代表的なものです。 〔関連用語〕 一般財源

	用 語	読 み	説 明
た行	特別会計	とくべつ かいけい	地方公共団体が行う仕事の中には、特定の事業を行う場合や、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるなど、その経費を一般の歳入歳出と区別する必要がある場合があります。このような経費を区分するために設けられた会計が「特別会計」です。 〔関連用語〕 一般会計
は行	扶助費	ふじょひ	生活保護や障害のある人の支援など、被扶助者の生活を維持するための経費です。
	普通会計	ふつうかい けい	地方公共団体の会計には一般会計のほかに多くの特別会計があります。地方公共団体の財政比較等を行うため、総務省が定める基準により、統一的に作成する統計上の会計区分で、一般会計と公営事業会計（公営企業会計や収益事業などの事業収入のある会計）を除く特別会計とを合わせた会計のことを「普通会計」といいます。 〔関連用語〕 一般会計、特別会計
	普通建設事業	ふつうけん せつじぎょう	道路、橋梁、学校、庁舎などの建設事業のことです。 〔関連用語〕 災害復旧事業
	物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	ぶつかく とうたい いおうじ ゅうてん しえんち ほうそう せいりん じこうふ きん	エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、国の令和5年度補正予算で創設された交付金です。
	防災・減災、国 土強靱化のた めの5か年加 速化対策	ぼうさい いげん さい、こ くどき ょうじん かのため の5かねん かそくか たいさく	近年の気象災害が激甚化・頻発化していることや、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫していること、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化すること等を踏まえ、社会の重要な機能が維持できるよう国が取りまとめた対策であり、令和3年度からの5年間で集中的に実施することとされています。
	補助事業	ほじょじ ぎょう	地方公共団体が国から補助を受けて行う事業のことです。 〔関連用語〕 単独事業
や行	予算	よさん	地方公共団体では、毎年、1年間の収入や支出がどれくらいあるのかを事前に見積もった上で、その年の計画を立てて仕事を進めます。「予算」とはこの計画のことです。 なお、国や地方公共団体では、収入のことを「歳入」と呼び、支出のことを「歳出」と呼びます。また、毎年4月1日から次の年の3月31日までの1年間を「会計年度」と呼び、予算はこの会計年度ごとに作成されます。 〔関連用語〕 決算
	予備費	よびひ	予算に計上されていない想定外の支出又は予算を超えた支出に充てるため、用途を特定しないで計上する経費のことです。執行機関に執行を委ねた予算となります。 〔関連用語〕 予算
ら行	臨時財政対策 債	りんじざ いせいた いさくさい	地方財政法の特例として投資的経費以外の経費にも充てられる地方債です。国の交付税特別会計の借入金が増加し、地方が標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な地方交付税の額が確保できなくなったことから、それを補てんするものとして創設されました。 なお、この地方債の元利償還金相当額は、実際の借入の有無にかかわらず、後年度の普通交付税において全額措置されることとなっています。 〔関連用語〕 地方交付税